

「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

INDEX

かいてき
便り

最近の動向

「地域密着型サービス事業者の指定取消処分について」

お知らせ

「指定更新申請書の提出期限は9月30日(消印有効)です」
「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いの一部改正について」
「腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について」
「特定事業所集中減算の届出について」

平成 19 年 9 月 1 日発行

第38号

最近の動向

地域密着型サービス事業者の指定取消処分について

豊島区は7月25日付けで「有限会社さくらんぼ」が運営する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の指定事業所「グループホーム目白の杜」に対し、平成19年10月31日の満了をもって指定取消処分を行うことを決定しました。

主な処分理由は、以下のとおりです。

(1) 人員基準違反

管理者が、もっぱら管理者の職務に従事する常勤であるにもかかわらず、他の訪問介護事業所において、これを兼務し、かつ、長期間にわたり続けた。

(2) 虚偽の報告

管理者が、区に虚偽の出勤簿を提出した。

詳細については、豊島区HP (<http://www.city.toshima.tokyo.jp/press/200707/070725-01.html>) に掲載されていますので、参照してください。

なお、本件において「有限会社さくらんぼ(所在地:豊島区南池袋二丁目、訪問介護サービス事業者)」、「区立福祉ホームさくらんぼ」は、一切関係ありませんのでご注意願います。
[問い合わせ先] 豊島区保健福祉部介護保険課 TEL 03 - 3981 - 1958

指定更新申請書の提出期限は9月30日(消印有効)です！

お知らせ

平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日に指定を受けた介護保険課所管の事業所・施設については、指定更新申請書を5月中旬に送付しています。更新申請予定で、まだ更新手続がお済みでない事業所・施設については、お手元の指定更新申請書に必要書類を添えて、できるだけ早めに手続をしてください。更新を行わない場合は、指定有効期間の満了をもって、指定の効力を失うこととなります。(介護報酬の請求ができなくなります。)

なお、指定更新申請書が届かない等、指定更新手続についてのお問い合わせは、下記ファックスまたはメールにてお願いします。

問い合わせ様式は、東京都介護サービス情報・書式ライブラリー > 05 事業者指定更新よりダウンロードできます。
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/>)

問い合わせ専用 FAX 03 - 5388 - 1425 メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp

医療みなしの事業所(131、133、134で始まる事業所番号の事業所)については、指定更新手続は必要ありません。

施設支援課所管の施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護)については別途、指定更新申請書類を送付する予定です。(提出期限も別途設定します。)

指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いの一部改正について

お知らせ

平成 19 年7月6日付で厚生労働省より、指定介護老人福祉施設等に係る会計処理の取扱いについて一部改正の通知がありました。改正の主な内容は、減価償却に関する取扱いの変更及び勘定科目の整備で、適用対象が、養護老人ホーム等の老人福祉施設、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス等に拡大されました。該当する事業所は、「東京都介護サービス情報」に掲載されている通知をご覧ください。

東京都介護サービス情報・書式ライブラリー

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/1ib/index.html>) 34 事務連絡その他

【問い合わせ先】 施設支援課施設運営係 TEL 03 - 5320 - 4264

介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4274

腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について

お知らせ

平成 19 年 8 月 8 日付で厚生労働省より、腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について通知がありました。ついては、腸管出血性大腸菌感染症及び食中毒の予防のため、手洗い・消毒の励行、二次感染の防止、食肉の衛生的な取扱い等に努めてください。詳しくは、「東京都介護サービス情報」に掲載されている通知及び「腸管出血性大腸菌Q & A」をご覧ください。

東京都介護サービス情報・書式ライブラリー

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/1ib/index.html>) 34 事務連絡その他

【問い合わせ先】 施設支援課施設運営係 TEL 03 - 5320 - 4264

介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4274

特定事業所集中減算の届出について

お知らせ

すべての居宅介護支援事業者は、平成 19 年3月1日から平成 19 年 8 月末日までに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最高である法人の名称等について記載した特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存する必要があります。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人を位置付けた計画数の占める割合が 90%を超えた場合はチェックシートを東京都に郵送してください(9 月 18 日必着)。 3つのサービスがいずれも90%以下の場合提出する必要はありません。

なお、「正当な理由」の判断基準における『判定期間中に新規指定を受けた居宅介護支援事業所』とは、平成 19 年 4 月 1 日以降に新規指定を受けた事業所のことを指しますので、ご注意ください。

<郵送先> 163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係あて

平成 12 年老企第 36 号では都道府県知事への書類の提出は前期分については9月 15 日までとされていますが、3連休のため、東京都においては、18 日必着とします。

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準(18 福保高介第 537 号)

「東京都介護サービス情報」(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/index.html>)

> 07 特定事業所集中減算

【問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4593